

# 倍額保障等の改定について

2025年10月23日



## 届出の内容

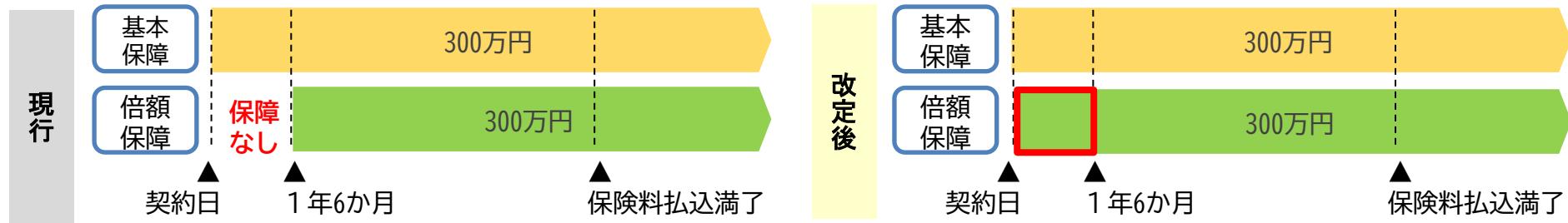
当社の養老保険及び平準払終身保険においては、保険金の倍額支払（以下「倍額保障」という。）を基本契約の保障の一部として設けています。現行の倍額保障には加入初期1年6か月（復活後6か月）の支払対象外期間がありますが、これを廃止し、倍額保障の保障期間を保険期間と同一とする改定を行います。

また、当社では終身保険に付加できる特約として無解約返戻金型の特約を取り扱っております。保険期間を終身とする現行の無解約返戻金型の特約は保険料払込期間を95歳までとしておりますが、これを終身とし、保険料払込期間を保険期間と同一とする改定を行います。

## 改定の概要

- 倍額保障について、加入初期 1年6か月（復活後 6か月）の倍額保障の支払対象外期間を廃止する。
- 終身保険に付加する無解約返戻金型の特約について、保険料払込期間を終身とする改定を行う。

### ■ 定額型終身保険の倍額保障の改定例



### ■ 65歳払込済定額型終身保険に付加する場合の無解約返戻金型の特約の改定例

